

小動物捕獲用わな貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小動物捕獲用わな（以下「わな」という。）の貸出に関して必要な事項を定め、小動物による農林水産業等に係る被害を最小限に抑えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において小動物とは、ヌートリア、キツネ、タヌキ、イタチ、ノウサギ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ等をいう。

(貸出の対象者)

第3条 わなの貸出の対象者は、市内において小動物により農林水産物等に被害を受けている者とする。

(わなの管理場所)

第4条 この要綱により貸出を行うわなは、経済環境局経済部農林水産課及び各支所建設産業課において管理する。

(貸出要件)

第5条 わなによる小動物の捕獲は、福山市有害鳥獣捕獲実施要領に基づいて実施するものとする。

(貸出期間及び数)

第6条 わなの貸出期間は、貸出の日から3か月以内とし、貸出数は1人につき1台とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

(貸出手続き)

第7条 わなの貸出を受けようとする者は、「小動物捕獲用わな貸出申請書」（様式第1号）を、貸出希望日の前日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出の承認又は不承認を決定し、「小動物捕獲用わな貸出承認・不承認通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定によりわなの貸出の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、「小動物捕獲用わな貸出承認通知書」を持参し、第4条の管理場所において貸出を受けるものとする。

(経費負担)

第8条 わなの使用料は、無料とする。

2 貸出期間中におけるわなの運搬、維持管理等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(貸出中の管理等)

第9条 使用者は、わなを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 使用者は、わなを目的以外に使用してはならない。

3 使用者は、わなを転貸し、又は譲渡してはならない。

4 使用者は、わなを紛失、破損させたときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(貸出の中止・返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、わなの貸出を中止し、返還させることができる。

(1) 第5条の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

(2) 前条の規定に違反したと認められるとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(返却)

第11条 使用者は、貸出期間終了後、速やかにわなを返却するものとする。また、わなを紛失、破損等させた場合においては、「小動物捕獲用わな破損等報告書」(様式第3号)を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、2010年(平成22年)8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年(平成29年)6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。